

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
七 条例別表	イ（略）	七 条例別表	イ（略）
七の項に掲げる事業の種類	ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する <b>国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域</b> 内において行われる事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) (2)（略）	七の項に掲げる事業の種類	ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する <b>重要港湾区域</b> 内において行われる事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) (2)（略）